山梨市お試し居住用トレーラーハウス設置及び貸付事業実施要綱

令和 8 年 10 月 29 日

告示第 156 号

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、本市への移住、二地域居住、就農等を検討する市外在住者に本市での生活を体験する機会を提供することにより、移住等の促進及び地域の活性化に資することを目的とする山梨市お試し居住用トレーラーハウスの設置及び無償貸付事業に関し、山梨市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 17 年山梨市条例第 47 号）第 7 条及び山梨市財務規則（平成 17 年山梨市規則第 42 号）第 183 条第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　施設　第 3 条第 1 項の表に掲げるトレーラーハウス及びその附属設備をいう。

(2)　申請者　施設の利用を希望する者を代表して、第 7 条に定める申請を行う者をいう。

(3)　同伴者　申請者とともに施設を利用する者として、第 7 条に定める申請に登録された者をいう。

(4)　利用者　第 8 条に定める貸付承認を受けた申請者及びその同伴者をいう。

(5)　市公式 LINE　LINE ヤフー株式会社のアプリケーションで市が運用する LINE 公式アカウントをいう。

（施設の名称及び設置場所）

第 3 条　施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山梨市お試し居住用トレーラーハウス	山梨市北 2062 番地

2　施設は、第7条に定める利用申請により、同一の期間につき1組に限り貸し付けるものとする。

（管理、利用休止等）

第4条　施設の管理は、市長が行うものとする。

2　利用の休止日は、年末年始その他施設の管理上必要と認める日とする。

3　市長は、施設の管理、利用者の安全確保、災害対応等のために必要があるときは、臨時に利用を休止することができる。

4　市長は、施設を災害時に避難所等として使用し、又は被災した他の地方公共団体へ派遣することができる。

5　市長は、前2項の場合において、既に受け付けた申請に係る貸付けを承認せず、又は貸付承認を取り消し、若しくは利用を中止させることができる。この場合において、利用者は、市長が指定した時刻までに施設を明け渡さなければならない。

（利用対象者）

第5条　施設を利用することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（1）　申請者が、ふるさと住民登録制度に基づいて山梨市に登録がされている市外在住者であり、本市への移住、本市との二地域居住、本市での就農等を検討していること。

（2）　全ての同伴者が、市外在住者であること。

（3）　申請者が18歳以上であること。

（4）　申請者及び全ての同伴者が、山梨市暴力団排除条例（平成26年山梨市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でなく、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

（5）　申請者が市公式LINEを友だち登録し、同LINEによる申請及び市との連絡を行うことができること。

（6）　この要綱及び市が別に定める利用上の注意事項を遵守することができること。

（利用の人数、期間等）

第６条　施設の利用人数は、一度の申請あたり２人以内とする。ただし、子どもが同伴する場合その他安全上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

２　利用期間は、利用開始日及び利用終了日を含め、連続する８日以内（7泊８日以内）とする。

３　利用開始時刻は、利用開始日の午後２時以降とし、利用終了時刻は、利用終了日の午前11時までとする。

４　同一の者が申請者又は同伴者として施設の利用を申請できる回数は、同一年度内に１回限りとする。

５　利用終了日から次の利用開始日までの間隔は、施設の清掃、点検その他の管理上必要な日数を確保するものとする。

（利用申請）

第７条　施設の利用を希望する者は、市公式LINEにより、市長が別に定める期間内に申請しなければならない。

２　申請に必要な内容は、次のとおりとする。

（1）　利用期間

（2）　申請者及び同伴者に関する事項

（3）　連絡先及び緊急連絡先

（4）　利用目的や来訪・滞在にあたり確認が必要な事項

（5）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

３　申請者は、申請の際、本人であることを確認できる書類を提出しなければならない。

４　申請者は、次に掲げる内容に同意しなければならない。

（1）　貸付承認後又は利用中であっても、災害対応等により、市長が承認の取消し、利用の中止及び明渡しを求める場合があること。

（2）　前号に掲げるもののほか、市長が定める事項

（貸付承認等）

第８条　市長は、前条の申請を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して施設の貸付けを承認するものとする。

２　市長は、申請内容に不備がない場合は、速やかに、貸付承認又は不承認の結果を市公式 LINE により申請者に通知するものとする。

３　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを承認しないものとする。

（1）　第５条に規定する要件を満たさないとき。

（2）　申請者の希望する利用期間が、次に掲げる期間と重複するとき。

ア　他の申請者の利用期間

イ　利用休止日又は施設の管理に必要な期間

ウ　第４条に規定する使用又は派遣の期間

（3）　申請内容に虚偽又は重大な不備があるとき。

（4）　施設の管理、利用者又は近隣住民その他に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

（5）　申請者又は同伴者が、過去の利用において、この要綱若しくは利用上の注意事項への違反又は近隣住民その他に迷惑を及ぼす行為があり、その後の市の指示に従わなかったことがあるとき。

（6）　前各号に掲げるもののほか、貸付けを適当でないと認めるとき。

４　施設の解錠は、スマートロックによるものとする。ただし、スマートロックが使用できないときは、物理鍵の受渡しその他市長が指定する方法によるものとする。

（申請内容の変更及び利用の取消し）

第９条　貸付承認を受けた申請者は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

２　施設の利用を取りやめるときは、速やかに市長に申し出なければならない。

（貸付料及び費用負担）

第 10 条　施設の貸付料は、無償とする。

2　施設に係る電気、ガス、上下水道及び市が提供する通信環境に要する費用は、市が負担する。

3　交通費、飲食費、寝具費その他施設に備え付けていない物品又はサービスに要する費用は、利用者の負担とする。

（利用者の遵守事項）

第 11 条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）　施設を善良な管理者の注意をもって使用すること。

（2）　施設を適切に施錠し、解錠コードを適切に管理するとともに、物理鍵を使用する場合は、当該物理鍵を適切に管理すること。

（3）　火気の取扱いに注意し、施設内を清潔に保つこと。

（4）　施設の破損、汚損、紛失、不具合又は事故を発見したときは、速やかに市長へ連絡すること。

（5）　市から連絡、報告又は指示を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、これに応じること。

（6）　利用終了時までに、施設の利用に伴い生じたごみ及び私物を全て搬出し、施設を施錠すること。

（7）　物理鍵を使用した場合は、これを所定の場所へ返却すること。

（8）　申請者は、全ての同伴者にこの要綱及び利用上の注意事項を周知し、遵守させること。

（禁止行為）

第 12 条　利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）　貸付承認を受けていない者を宿泊させ、又は市長の承認なく施設へ立ち入らせること。

（2）　施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸すること。

（3）　観光、帰省その他第 1 条の目的に反する目的で利用すること。

（4）　営業、販売、寄附の募集、広告、展示、政治活動又は宗教活動を行うこと。

（5）　動物を同伴し、又は施設内に入れること。

（6）　施設内で紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこその他これらに類するものでの喫煙をすること。

（7）　危険物及び違法薬物、危険ドラッグその他これらに類するものを持ち込み、使用し、又は指定された場所以外で火気を使用すること。

（8）　施設を改造し、又は土地の形質を変更すること。

（9）　騒音、悪臭、違法駐車等、近隣住民その他関係者に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

（10）　前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良な風俗を害し、若しくは施設の利用にふさわしくない行為を行うこと。

（報告及び立入り）

第13条　市長は、施設の管理又は利用者の安全確認のため必要があるときは、利用者に報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2　市長は、施設の管理上必要があるときは、利用者にあらかじめ通知した上で、職員その他市長が指定する者を施設に立ち入らせることができる。ただし、緊急の場合は、通知を要しない。

3　利用者は、正当な理由がある場合を除き、前2項の規定による報告、指示又は立入りを拒んではならない。

（貸付承認の取消し等）

第14条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付承認を取り消し、利用を中止させ、又は利用条件を変更することができる。

（1）　第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（2）　偽りその他不正な手段により貸付承認を受けたとき。

（3）　この要綱、貸付承認に付した条件又は利用上の注意事項に違反したとき。

（4）　施設の管理又は利用者若しくは近隣住民その他に迷惑を及ぼすと認めるとき。

（5）　前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要があると認めるとき。

（明渡し、原状回復及び残置物）

第 15 条　利用者は、利用期間が終了したとき又は第 4 条若しくは前条の規定により利用を中止されたときは、施設を明け渡し、通常の使用に伴い生じた消耗を除き、施設を原状に回復しなければならない。

2　利用者は、前項の規定により施設を明け渡すときは、市公式 LINE から送信される通知に応答し、市が指定する箇所の清掃及び点検の状況が確認できる写真を提出しなければならない。

3　利用者が第 1 項の原状回復を行わないときは、市長は、利用者の負担において原状回復を行うことができる。

4　施設に残された物品は、法令及び市の定めるところにより取り扱い、その保管、返送又は処分に要する費用は、利用者の負担とする。

（損害賠償等）

第 16 条　申請者は、利用者の故意又は過失により施設、設備又は備品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2　施設が通常有すべき安全性を欠いている場合又は市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、施設又はその周辺において生じた事故、盗難その他の損害について、市は、その責任を負わない。

（アンケート等）

第 17 条　申請者は、施設の利用終了時刻までに、市公式 LINE により市長が実施する利用後アンケートに回答しなければならない。ただし、通信障害その他やむを得ない理由により当該時刻までに回答できないときは、市長が指定する期日及び方法により回答しなければならない。

2　利用者は、利用終了後、市長が行う移住等に関する相談又は状況確認に協力するものとする。

3　市長は、アンケート等の結果を施設の運用改善及び移住等に関する施策の検討に活用することができる。

（個人情報の取扱い）

第 18 条　この事業の実施にあたり取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令に基づき、適正に取り扱うものとする。

（補則）

第 19 条　この要綱に定めるもののほか、施設の貸付け及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 1 号のうち、ふるさと住民登録制度への登録に係る要件の規定は、同制度の運用開始の日以後の申請に適用する。